

「こどもの日」から1週間は『児童福祉週間』

問 福祉事務所
☎ 62-1240

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、児童福祉の理念を普及・啓発するための各種事業や行事を行っており、児童福祉週間の標語を募集しています。今回選定された標語は、児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターをはじめ全国各地で実施される事業や行事などで広く活用されています。

【令和5年度児童福祉週間の期間】 5月5日(金)～11日(木)

【令和5年度『児童福祉週間』標語】 兵庫県 竹島 一輝さん (15歳)



小さくて みんなではぐくみ 育ててく

令和5年度の標語として、全国から5,672作品の応募があり、有識者などで構成される標語選定委員会で選考した結果、最優秀作品に選ばれました。

介護用品給付および家族介護慰労金支給

問 長寿政策課 ☎ 62-1234

寝たきりや認知症など、重度要介護高齢者(65歳以上)を在宅で介護している家族の経済的・身体的な介護負担を軽減し、高齢者の在宅生活の継続を支援します。

介護用品給付

支給内容	上限額以内で、紙オムツ・尿とりパッド・使い捨て手袋・消臭用品・清拭用品を支給します。	
主な要件	要介護高齢者が要介護4以上、またはそれに相当する状態であると認められる方であること。 要介護高齢者、介護家族ともに、介護保険料の滞納がないこと。 要介護高齢者、介護家族ともに、生活保護を受けていないこと。	
給付上限額	要介護高齢者、介護家族ともに、市民税非課税の世帯 1年間1人あたり75,000円以内	要介護高齢者が市民税非課税、介護家族が市民税課税の世帯 1年間1人あたり60,000円以内

家族介護慰労金支給

支給内容	1年間1家族あたり10万円を支給します。
主な要件	支給申請日前1年間、要介護高齢者が要介護3以上、またはそれに相当する状態であると認められる方であること。 要介護高齢者、介護家族ともに、介護保険料の滞納がないこと。 要介護高齢者、介護家族ともに、生活保護を受けていないこと。 支給申請日前1年間、介護保険サービスの居宅サービスまたは施設サービスを利用しておらず、医療機関等に入院していないこと。 ※年間10日間以内の短期入所(ショートステイ)の利用または医療機関等への入院を除く。

持参物 介護保険被保険者証 申込先 長寿政策課予防係

アクティブシニアのための健康づくり教室 2023

問 長寿政策課
☎ 62-1234

毎月第1木曜日に、食生活・お口の健康・体力づくり等をテーマに、仲間とともに、簡単な体操や講話を通じて楽しく学びます。健康づくりの知識を楽しく学んで、家庭で実践!!

開催日	内容	開催日	内容
6月1日(木)	体力測定・脱水予防	11月2日(木)	冬場の健康
7月6日(木)	自助互助	12月7日(木)	体力測定・簡単体操
8月3日(木)	介護予防	令和6年1月11日(木)	交通安全
9月7日(木)	栄養	2月1日(木)	口腔
10月5日(木)	認知症予防	3月7日(木)	自立支援

対象 宿毛市内在住の65歳以上の方

場所 宿毛市交流複合施設さくら(宿毛市役所旧庁舎)1階 あったかふれあいセンターすくも

申込 登録制ですので、参加希望される方は、長寿政策課予防係 ☎ 62-1234 にお申し込みください。(随時受付)